

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十二月十三日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

山形県小立三丁目一三番二五号

医療法人社団佐藤整形外科クリニック

清算人 佐藤 信彦

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

山形県米沢市金池三丁目二番三十一号

医療法人金池クリニック

清算人 近 芳久

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

富山県射水市荒町一七二番地

農事組合法人荒町営農

清算人 大谷 幸二

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

富山県射水市串田一四八七番地二

農事組合法人宮新田

清算人 明地 宗孝

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

静岡県浜松市中央区小豆餅二丁目一六番二五号

医療法人社団たつた

清算人 立田 朋子

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大分県臼杵市野津町大字野津市五一〇番地

医療法人野津第一内科医院

清算人 和田 輝美

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月十七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大分県由布市湯布院町塚原七三〇番地

宗教法人法光寺

清算人 伊南 篤信

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年二月二十八日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

千葉県長生郡一宮町一宮三〇一四番地

医療法人社団鼎仁会

清算人 藤島 千春

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県藤沢市辻堂元町五丁目一三番二五号

医療法人社団杉山内科クリニック

清算人 杉山 睦

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年三月三十一日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

福井県福井市大手三丁目二番二〇号

福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合

代表清算人 市橋 信孝

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

滋賀県草津市野村八丁目三番一〇号

医療法人コス小児科

清算人 笠井 康史

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十一月四日開催の理事会及び令和七年十月二十日開催の評議員会の議決により令和八年三月三十一日大阪府知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府東大阪市荒川二丁目三番四三三番四号

学校法人藤井会

清算人 今西 政仁

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年五月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年二月六日奈良県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

奈良県天理市三島町七〇番地

学校法人天理教学校園

代表清算人 久保 善平

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年二月十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

大分県豊後大野市清川町白尾四一三番地四

農事組合法人いわど

清算人 野口 重徳

解散公告(第三回)

当会は、令和八年三月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当会に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

沖縄県宜野湾市真志喜一丁目一番一十一号

代表清算人 長堂昌太郎

公益信託小貴英教育学研究助成記念基金第二十八期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

教育学・心理学の分野における研究者等の研究活動に対する助成

研究助成金 一件 四十万円

研究奨励金(懸賞論文) 三件 二十万円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより令和八年三月十二日に終了した。

二、財産目録 令和八年三月十二日現在

資産合計 ○円

負債合計 ○円

正味信託財産 ○円

令和八年四月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一十一号

公益信託小貴英教育学研究助成記念基金

受託者 三井住友信託銀行株式会社